

議案第 46 号

成長産業特別集積区域における成長産業の集積の促進及び
国際競争力の強化に係る町税の特例に関する条例の一部を改正する条例

令和 8 年 6 月 10 日提出

熊取町長 藤原 敏 司

提案理由

大阪府成長産業特別集積区域における成長産業の集積の促進及び国際競争力の強化に係る成長産業事業計画の認定並びに法人の府民税及び事業税並びに不動産取得税の課税の特例に関する条例（平成 24 年大阪府条例第 124 号）の一部を改正する条例が令和 8 年 4 月 1 日より施行されたことに伴い、所要の改正を行うため、この条例案を提出するものです。

成長産業特別集積区域における成長産業の集積の促進及び国際競争力の強化に係る町税の特例に関する条例の一部を改正する条例

成長産業特別集積区域における成長産業の集積の促進及び国際競争力の強化に係る町税の特例に関する条例（平成25年条例第17号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前に掲げる規定を同表の改正後に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 成長産業特別集積区域 府条例第2条第1号に規定する区域であって、同条例第3条第1項及び第2項の規定による指定を受けたものをいう。</p> <p>(2) (略)</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 成長産業特別集積区域 府条例第2条第1号に規定する区域であって、同条例第3条第1項_____の規定による指定を受けたものをいう。</p> <p>(2) (略)</p>

附 則

この条例は、公布の日から施行する。